

## ■教育行政のポイント

### どこまで“安全配慮”を尽くしたか

菱村 幸彦

大津市で起きたいわゆる「いじめ自殺事件」は、警察が教育委員会と学校に強制捜査に入るといった異例の展開となった。いじめ自殺事件は、他人事ではない。いつわが校にも起きるかも知れないという緊張感を持って受け止める必要がある。

#### 学校に求められる安全配慮義務

保護者から大切な子どもを預かっている学校は、常に児童生徒の安全を守らねばならない。いじめによって児童生徒の安全が脅かされるようなことは、決してあってはならない。

学校が児童生徒の安全を守る義務は、法的には「安全配慮義務」または「安全保持義務」と呼ばれている。教育法規上は、学校の安全配慮義務に関する直接の規定はないが、学校に安全配慮義務があることは、自明のこととされている。

例えば、27年前、東京の富士見中学校の生徒が同級生からいじめを受け、「このままじゃ生きジゴクになっちゃうよ」という遺書を残して自殺した事件について、東京高裁は、「公立中学校の教員には学校における教育活動及びこれに密接に関連する生活関係における生徒の安全の確保に配慮すべき義務があり、特に、他の生徒の行為により生徒の生命、身体、精神、財産等に大きな悪影響ないし危害が及ぶおそれが現にあるようなときには、そのような悪影響ないし危害の発生を未然に防止するため、その事態に応じた適切な措置を講ずる義務があるといわなければならない。」（平成6年5月20日判決）と判示している。

このように学校には安全配慮義務があるから、学校はいかなる場合も、最善を尽くして児童生徒の安全を図らなければならない。学校が安全配慮義務を最大限に尽くしてもなお事故が起きたときは、いわば不可抗力であり、事故の責任は問われない。しかし、安全配慮義務を疎かにして、事故が起きたとき

は、学校の責任は免れないのだ。

では、学校がいじめに対し安全配慮義務を尽くしたと言えるためにはどうすべきか。

#### いじめ防止のための6つの義務

この点について、かつて、日本弁護士連合会は、いじめに関する主要判例を分析して、その内容を吟味したことがある（『いじめ問題ハンドブック』こうち書房刊、1995年）。その報告書によると、いじめ防止のために学校がとるべき安全配慮義務について、裁判所は、次の6つの義務を学校に求めている。

- (1) 学校の一般的注意義務 いじめへの対応で、学校が負う注意義務のレベルは、親権者の保護義務と同等のものと考えらるべきである。
- (2) いじめの本質を理解する義務 教員はいじめの本質や特徴等について学習し、それを教育実践やいじめ防止に生かす義務がある。
- (3) 児童生徒の動静把握義務 教員は児童生徒の生活実態をきめ細かく観察し、常にその動静を把握して、いじめの発見に努める義務がある。
- (4) いじめの全容解明義務 いじめ行為があると認められる場合、学校はいじめの全容につき、その実態を調査し解明すべき義務を負う。
- (5) いじめ防止措置義務 学校はいじめ防止のため、児童生徒への指導・説諭、出席停止や校内謹慎措置の実施、学校変更の具申、警察への援助要請、児童相談所等への通知等の措置をとる必要がある。
- (6) 保護者に対する報告・協議義務 教員は親に報告する義務といじめの防止について、保護者と協議する義務がある。

こうした観点からみると、今回、自殺事件が起きた中学校の安全配慮義務の履行は、あまりにもずさんであったといわざるを得ない。

（ひしむら・ゆきひこ＝（財）学習ソフトウェア情報研究所代表理事）

●最新刊好評発売中！ 短期間に面接のノウハウが身につく！

## 学校管理職選考 実力速成 面接合格 BOOK

【編集】越村清治（元東京都教育庁首席管理主事） 四六判変型 132頁／定価 1995円

■研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、無料FAX 0120-462-488 をご利用ください（24時間受付・即日発送）